旭川市における微小粒子状物質 (PM2.5) 注意喚起に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)の注意喚起について、国における PM2.5 の「注意喚起のための暫定的な指針」に基づいて、北海道でその運用が定められたことに伴い、旭川市における PM2.5 の注意喚起に関する取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常時監視等)

- 第2条 PM2.5 の測定地点は、北門測定局(錦町21丁目)及び東光測定局(東光8条3丁目)とし、1時間ごとの濃度を常時監視するものとする。
- 2 旭川市長は常時監視において、注意喚起の実施を判断した場合には、直ちに北海道知事に通報するものとする。

(気象情報の収集)

第3条 旭川市長は、注意喚起の実施に必要な事項を把握するため、旭川地方気象台の協力を得て、必要な気象情報を収集するものとする。

(注意喚起実施の判断)

- 第4条 注意喚起は PM2.5 の濃度が、どちらかの測定局で、日平均値1立方メートル当たり 70 マイクログラムを超えると予想される場合において実施するものとする。
- 2 注意喚起を実施する判断基準は、北海道による注意喚起のための暫定的な指針の運用に基づき、どちらかの測定局で、午前5時~午前7時のPM2.5 濃度の平均値が1立方メートル当たり85マイクログラム、または、午前5時~正午のPM2.5 濃度の平均値が1立方メートル当たり80マイクログラムを超えた場合とする。
- 3 前項の規定に加え、冬期間(12月~2月)に限り、どちらかの測定局で、午前5時以降において、連続した3時間のPM2.5 濃度の平均値が概ね1立方メートル当たり85マイクログラムを超え、当該日の測定結果の経過等を考慮した上で、日平均値1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合に注意喚起を実施する。ただし、注意喚起実施を検討している段階で、強風や大雪など急な気象条件等の変化があった場合又は予想される場合はこの限りではない。
- 4 注意喚起を実施した際は同日24時まで有効とする。

(注意喚起の実施)

第5条 前条に基づく注意喚起の実施は、旭川市長が行うものとする。

(注意喚起の実施区域)

第6条 前条における実施は、旭川市全域に対して行うものとする。

(周知機関等)

第7条 注意喚起を実施した際の周知にあたっては、ホームページ及び報道依頼により周知を行うほか、ファクシミリを活用し、社会福祉施設、保育所、幼稚園、小中学校、医療機関等へ周知を行うものとする。

(庁内連絡体制)

第8条 注意喚起の実施に伴う庁内連絡体制は、「光化学オキシダント注意報発令に伴う庁 内連絡体制」に基づく連絡体制によるものとする。

(広報)

第9条 PM2.5 の注意喚起について、毎年広報誌等を通じて市民への周知を行い、実施時における対応を呼びかけるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、関係機関がその都度協議するものとする。

附 則

この要領は、平成25年 6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月19日から施行する。

附則

この要領は、平成26年 4月 3日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月 4日から施行する。